



# エコアクション21ガイドライン改訂の 基本的あり方について (平成27年度検討結果)

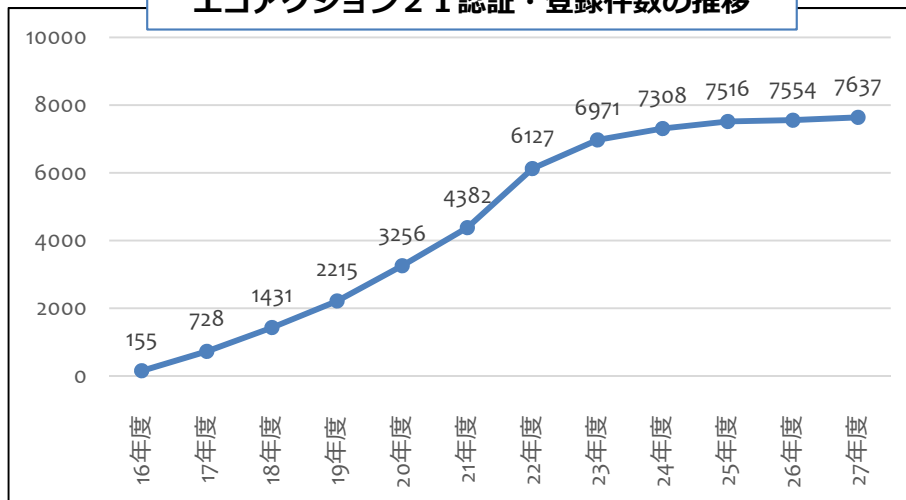
平成28年3月  
環境省 エコアクション21ガイドライン改訂作業部会

# エコアクション21の現状とガイドライン改訂の目的

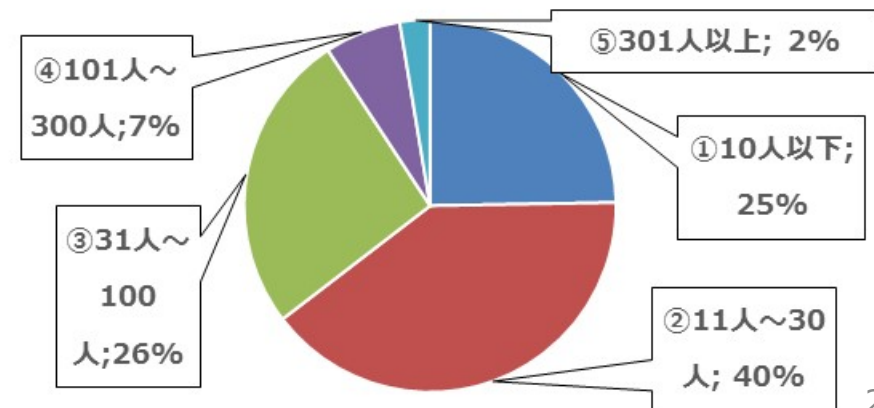
- 環境省では平成8年より、中小事業者等の幅広い事業者に対して、自主的に「環境への関わりに気づき、目標を持ち、行動することができる」簡易な方法を提供する目的で、エコアクション21を策定し、その普及を進めてきた。
- 平成16年には、グリーン購入の進展や大手事業者におけるサプライチェーンのグリーン化、環境報告の進展・普及、地方自治体等における独自の環境マネジメントシステムに関する認証・登録制度の創設等に対応するため、エコアクション21の仕組みの見直しを行い、認証・登録制度に活用できるものへと改訂した。
- エコアクション21は、環境経営システム、環境パフォーマンス評価及び環境報告をひとつに統合したものであり、エコアクション21に取り組むことにより、中小事業者でも容易に自主的・積極的な環境配慮に対する取組が展開でき、かつその取組結果を「環境活動レポート」として取りまとめて公表できるように工夫されている。
- エコアクション21ガイドラインに基づく認証・登録制度は、平成16年の制度創設後、7,600を超える事業者を認証・登録し、特に認証取得事業者の90%が従業員100人以下の事業者であり、我が国における主要な環境認証制度として、一定の社会的な地位を得るまでに発展した。
- しかし、近年、新規に認証を取得する事業者が減少するとともに、認証を継続できずに返上する事業者が増加し、ここ数年、認証事業者数が横ばいで推移している。
- このような状況を改善するとともに、近年の新たな社会的な動きに対応し、事業者の企業価値向上に、より貢献できるエコアクション21にすること及び当該制度の信頼性をより高めるため、ガイドラインを全面的に改訂することとした。

(新たな社会的な動き及びそれに対応したガイドライン改訂の基本的な方向性については、次ページに取りまとめた)

エコアクション21認証・登録件数の推移



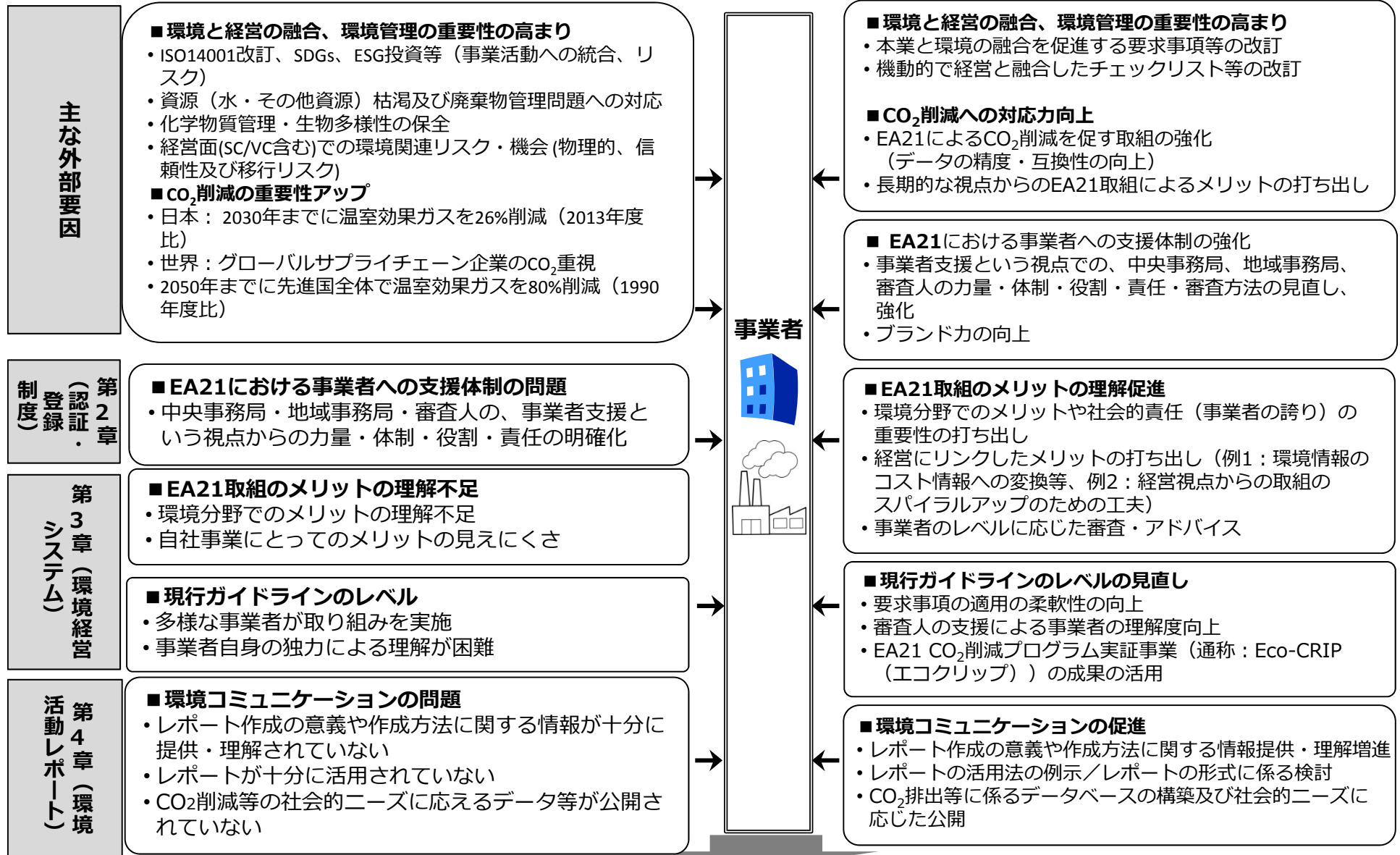
エコアクション21認証・登録事業者の規模別割合



# エコアクション21ガイドライン改訂の基本的な方向性

## 事業者を取り巻く状況・課題

## 改訂版ガイドラインによる事業者支援



EA21の普及の促進：事業者のための改訂版ガイドライン＝  
 「第2章：事業者支援体制の見直し強化」、「第3章：事業者の取り組みやすさ向上」、「第4章：作成の支援と活用の促進」

## - ガイドライン改訂の主要なポイント -

### 1. 環境経営システムの要求事項（現行ガイドライン第3章）について

#### 改訂の方向性

- ①これまでのエコアクション2.1の活動を振り返り、エコアクション2.1は事業者の環境活動の推進（環境負荷の削減）と企業価値の向上に効果があることが確認された。
- ②また、エコアクション2.1認証取得事業者と非取得事業者の経営指標等における差異を第三者機関に委託して調査し、認証取得事業者の方が概して高評価を得ていることが確認された。
- ③一方でエコアクション2.1は、認証・登録事業者数の伸び悩み（新規認証取得事業者の減少、認証を継続できずに返上する事業者の増加等）という課題に直面している。
- ④このような課題を解決し、より多くの事業者がエコアクション2.1に取り組んでもらうとともに、より長く継続してもらうため、従来の要求事項を踏襲しつつ、「審査人の支援等により事業者の負担を軽減し、事業者がよりメリットを実感できるようエコアクション2.1に基づく活動の有効性を高める（例：経営とのリンク）」ことを、今回のガイドライン改訂の基本的な方向性とした。
- ⑤さらに、エコアクション2.1とISO14001:2015（改訂版ISO）との差異を調査し、EMSの確立と環境パフォーマンス向上を重視したエコアクション2.1と、改訂版ISOの要求事項には著しい差異がないことを確認するとともに、大手企業等の改訂版ISOの取組におけるバリューチェーン、サプライチェーンに対する管理強化の流れを踏まえ、エコアクション2.1では経営とのリンクをより重視することとした。
- ⑥具体的なガイドライン改訂の方向性として、「事業者の活動習熟度に基づき、要求事項の柔軟性・実効性の向上」及び「事業者がよりサステナブルな経営に移行できるためのツールとしてのエコアクション2.1の活用」という点を中心に検討を行った。

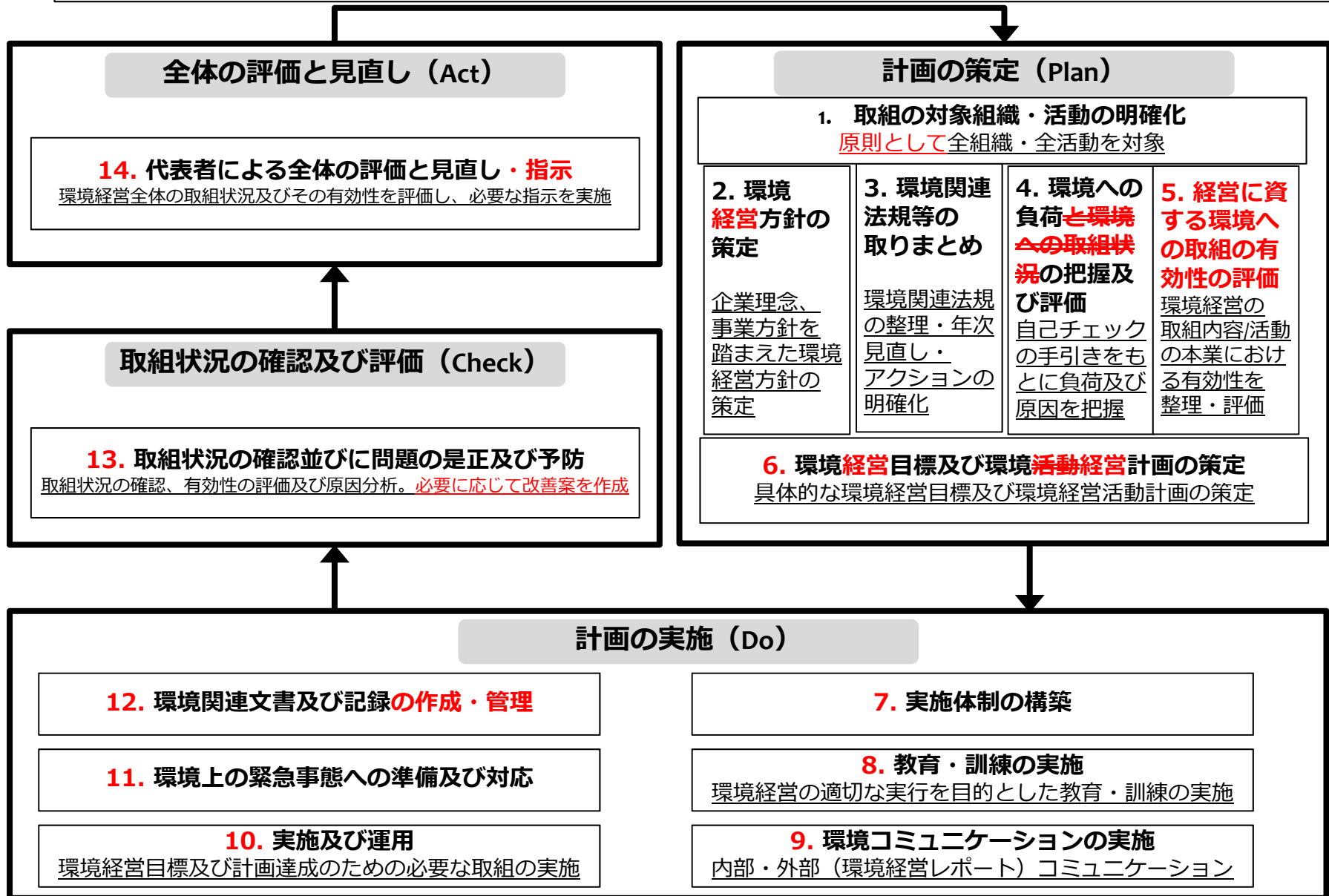
# ガイドライン改訂の主要なポイント

## 1. 環境経営システムの要求事項（現行ガイドライン第3章）について

### 主要な改訂点

- ① 様々な状況の事業者がエコアクション2.1に取り組むことができるよう、エコアクション2.1の対象組織をこれまでの「全組織・全活動」から「原則として全組織・全活動」とした。
- ② 経営との融合性をより促進するため、これまで取組の一要素となっていたものを新たな要求事項として「本業を踏まえた環境への取組（エコアクション2.1に基づく環境経営）の有効性の評価（仮称）」として独立させた。
- ③ 同様に、「環境方針」を「環境経営方針」へ、「環境目標」を「環境経営目標」へ、「環境活動計画」を「環境経営計画」へと変更した。
- ④ 環境経営目標及び環境経営計画の策定について、その有効性を高めるため、年次／大きな変更時の見直しを要求事項に追加するとともに、中期目標については概ね「3～5年程度」と、その期間を明確にした。
- ⑤ 中小企業での取組の実効性を踏まえ、これまで環境目標の策定項目としていた「グリーン購入」は、推奨事項とした。

# 参考：新3章のイメージ図



## - ガイドライン改訂の主要なポイント -

### 2. 環境活動レポート（現行ガイドライン第4章）について

#### 改訂の方向性

- ①エコアクション2.1の大きな特徴の一つである環境活動レポートの作成及び公表は、事業者の環境への取組の推進、社会とのコミュニケーションの推進等の観点から、極めて有益であり、様々な形でその活用をより推進していくことを改訂の基本的方向性とした。
- ②エコアクション2.1に取り組んだ事業者の成果、特にCO<sub>2</sub>削減量を制度全体で把握集計し、その結果を事業者の経営に活用する情報としてフィードバックするとともに、エコアクション2.1の活動結果を通じ、事業者と情報利用者（例：顧客・行政機関等）及び社会とのコミュニケーションをより促進・深化させるという点で現行版の改訂を実施することとした。

## - ガイドライン改訂の主要なポイント -

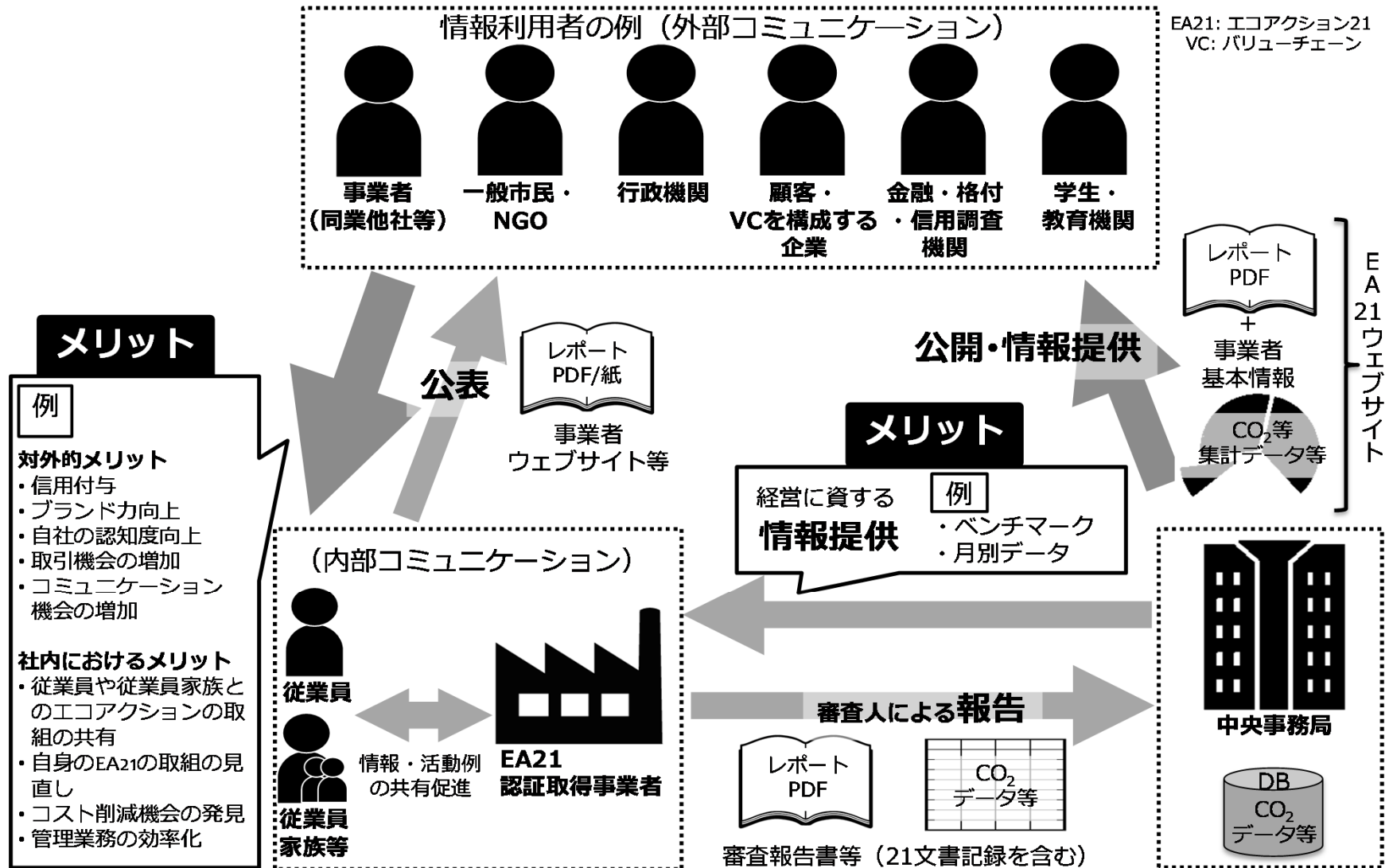
### 2. 環境活動レポート（現行ガイドライン第4章）について

#### 主要な改訂点

- ① 経営とのリンクをより強化する観点から、「環境活動レポート」を「環境経営レポート」へ変更した。
- ② ガイドラインにおいて、環境コミュニケーションによる事業者内外でのメリット、経営とのリンクの強化(例：コスト削減、ブランド力向上)を明記することとした。
- ③ レポートの記載事項は原則として現行版と同様とした。但し、「CO<sub>2</sub>総排出量の記載」を必須と明記した。
- ④ レポートの活用をより促進する観点から、独立した環境経営レポートを作成しない場合であっても、レポートの記載項目が網羅されていれば、会社案内・パンフレット等の他の媒体との統合をしてもよいこととした。
- ⑤ より良いレポートの作成及び活用を推進する観点から、中央事務局が「環境経営レポート作成マニュアル（仮称）」を作成することとした。
- ⑥ エコアクション2.1の取組成果の活用という観点から、エネルギー消費量等の環境データを把握・報告（データの把握提供は事業者、中央事務局への報告は審査人が行う）すること、中央事務局が提供された環境データ（CO<sub>2</sub>排出量、削減量等）を取りまとめ、事業者に「経営に資する情報」として提供するとともに、エコアクション2.1全体による環境負荷削減状況に関する情報を広く社会に公開することを、新たな仕組みとして構築することとした。
- ⑦ エコアクション2.1の取組の効果等をより適切に把握、測定するために、自己チェックリストを見直すとともに、コスト情報記入欄を追加することとした。



# 参考：新4章のイメージ図



## - ガイドライン改訂の主要なポイント -

### 3. 認証・登録制度（現行ガイドライン第2章）について

#### 改訂の方向性

- ① 社会からより信頼されるエコアクション21認証・登録制度とするため、認証・登録制度の運営原則及び中央事務局・地域事務局・審査人等の各主体の役割・要件・権限・責任等をより明確化し、制度全体を見直すこととした。
- ② 中央事務局を核とした制度の運営体制を整備するとともに、環境省による中央事務局の要件適合確認の内容、環境省への報告事項等を明確化することとした。
- ③ 認証・登録制度のあり方の検討にあたっては、現中央事務局である一般財団法人持続性推進機構が取りまとめた「エコアクション21認証・登録制度の改革について（平成25年度 エコアクション21認証・登録制度の改革推進のためのワーキンググループ検討結果取りまとめ）」を参考にしつつ、広く関係者へのヒアリングを実施した。
- ④ 今般のガイドライン改訂にあたり、今後のエコアクション21認証・登録制度の運営のために有益と考えられることについて「エコアクション21ガイドライン改訂における制度運営に関する提言」として、別途取りまとめを行った。

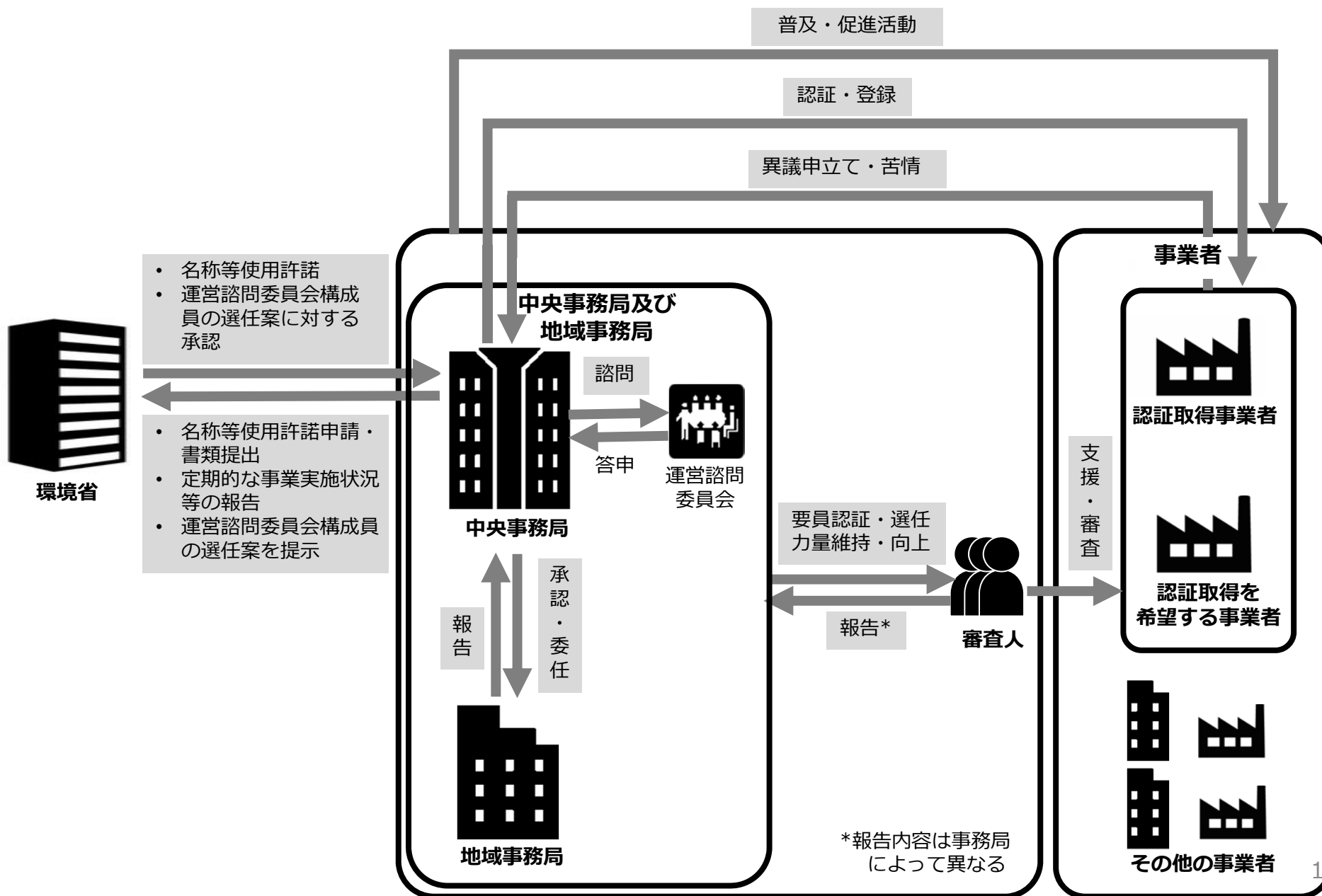
## - ガイドライン改訂の主要なポイント -

### 3. 認証・登録制度（現行ガイドライン第2章）について

#### 主要な改訂点

- ① 中央事務局の役割・権限・責任等を明確化するとともに、中央事務局に対する監査内容、環境省の承認事項、報告事項等を記載することとした。
- ② 中央事務局は、運営能力等に応じた地域事務局の承認・登録を行い、中央事務局の業務の一部を地域事務局に「委任」することとした。
- ③ 中央事務局は、力量等に応じた審査人の要員認証・登録を行い、審査人は、中央事務局または地域事務局からの選任を受け、事業者に派遣されることとした。
- ④ 認証・登録料及び審査費用の収受は、中央事務局が行うこととした。
- ⑤ 制度運営に関する細則については、中央事務局が規程等により定めることとした。
- ⑥ エコアクション2.1ロゴマークの商標権は環境省が保有し、その使用にあたっての規程は中央事務局が定めることとした。
- ⑦ 事業者の環境経営に資するために、審査人は審査だけでなく支援も行う位置づけとした。この点で、現行の「審査人」という名称を「支援・審査員」に変更することを検討することとした。

# 参考：新2章のイメージ図



## 参考：平成27年度 改訂委員会組織図

### エコアクション21 ガイドライン改訂検討に 関する作業部会

**座長：**

・八木 裕之（国立大学法人横浜国立大学大学院 国際社会科学研究院教授）

**委員：**

- ・倉阪 秀史（国立大学法人 千葉大学大学院 人文社会科学部 教授）
- ・後藤 敏彦（環境監査研究会 代表幹事、サステナビリティ日本フォーラム 代表理事）
- ・齋藤 弘憲（公益社団法人 経済同友会 政策調査部 部長）
- ・平井 一之（一般社団法人 静岡県環境資源協会 専務理事）
- ・古田 清人（キヤノン株式会社 環境統括センター 所長）
- ・森下 研（一般財団法人 持続性推進機構 専務理事、E A 2 1 中央事務局 事務局長）

### 制度運営関連事項 分科会

**座長：**

・倉阪 秀史  
（国立大学法人 千葉大学大学院 人文社会科学部 教授）

**委員：**

- ・河合 直樹（特定非営利活動法人環境ネットやまがた 副代表）
- ・佐藤 泉（佐藤泉法律事務所 弁護士）
- ・藤間 一郎（国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター 物理計測標準研究部門 副研究部門長）
- ・森下 研（一般財団法人 持続性推進機構 専務理事、E A 2 1 中央事務局 事務局長）

### 情報開示関連事項 分科会

**座長：**

・後藤 敏彦  
（環境監査研究会 代表幹事、サステナビリティ日本フォーラム 代表理事）

**委員：**

- ・魚住 隆太（魚住サステナビリティ研究所 代表）
- ・竹ヶ原 啓介（株式会社日本政策投資銀行 環境・CSR 部長）
- ・森下 研（一般財団法人 持続性推進機構 専務理事、E A 2 1 中央事務局 事務局長）
- ・矢内 紘之（株式会社帝国データバンク 企総部企画課 課長補佐、日本証券アナリスト協会 検定会員）

## 参考：今後の対応（環境省案）

- 今回の改訂骨子を基礎に、新ガイドライン改訂作業を引き続き進める
- 平成28年12月末を目処に、新ガイドライン案をとりまとめる
- パブリックコメントを経て、平成29年度中の発行を目指す
- エコアクション21の普及促進を支援していただける企業や団体との新たな連携手法の検討を実証的に実施する

環境省総合環境政策局環境経済課  
課長 奥山祐矢  
課長補佐 齋藤英亜  
永宮卓也